

国際公会計基準審議会（IPSASB）

2025 年「作業計画公開協議文書」の解説

公会計委員会政府会計専門委員会専門委員長 公認会計士 仲 友佳子

公会計委員会政府会計専門委員会副専門委員長 公認会計士 安池 威志

本稿では、2025 年 10 月に国際公会計基準審議会（IPSASB）より公表された「作業計画公開協議文書」（以下「協議文書」という。）について解説する。

1. 協議文書の位置付け

IPSASB の活動は、各国の利害関係者の意見を反映した中期計画に基づいて行われている。最新の中期計画は、2024 年 10 月に公表された「戦略及び作業計画 2024-2028」（以下、戦略文書という。）である。近年、公的部門の主体を取り巻く状況の変化は非常に激しく、IPSASB に対するステークホルダーのニーズも年々変化している。また、IPSASB では 2025 年から 2026 年前半にかけて、大型の基準開発プロジェクトが 2 つ完了するので、会議時間や事務局のリソースに余裕が生じる予定である。このような状況を踏まえ、現中期計画期間（2024～2028 年）の中間点にあたる 2025 年から 2026 年にかけて、IPSASB が最優先で開発すべき新基準や、改訂すべき既存基準に関する意見を広く募ることを目的に協議文書は作られた。

IPSASB は 2025 年 10 月 16 日に協議文書を公表した。コメントの提出期限は 2026 年 5 月 4 日である。2026 年 6 月の会議から協議文書に寄せられるコメントを参考に中期計画を修正する作業を行い、2026 年中には修正した中期計画を承認する予定である。

2. IPSASB の戦略目標と主要な活動

戦略文書は、IPSASB の戦略目標を次のように定めている。

発生主義 IPSAS 及び国際公的部門サステナビリティ報告基準の採用と実施の拡大を通じて、世界規模で公共財務管理（PFM¹）と持続可能な開発を強化する。

この戦略目標は、次の 2 つの方法を通じて達成する。

国際基準の提供	公的部門の財務報告基準とサステナビリティ報告基準の開発及びメンテナンス
採用と実施に向けた啓発	IPSASB の基準書、並びにその採用と実施による便益についての認

¹ 広義の公共財務管理（PFM）とは、「公的サービスのアウトカムの効率的かつ効果的な提供を可能にし、かつその提供に影響を及ぼす、公的部門の主体にとって対外的かつ内部的側面の両方で、財政資源が計画され、指図され、コントロールされる制度」を指す。

	知度の向上
--	-------

上表の2つの方法のうち、「国際基準の提供」がこの協議文書の焦点であり、財務報告とサステナビリティ報告が含まれる。協議文書は、下表の3種類のプロジェクトについて、ステークホルダーが最も優先すべきと考えるプロジェクト案と、その理由の説明を求めている。

報告分野	3種類のプロジェクト	主な作業内容
財務報告	財務報告プロジェクト	新基準の開発 既存基準のメンテナンス
	適用後レビュー（PIR ² ）	情報収集
サステナビリティ報告	サステナビリティ報告プロジェクト	新基準の開発

3. 国際基準の提供に関する3つのプロジェクト

(1) 財務報告プロジェクト

財務報告プロジェクトは、次の2種類に大別される。

- 公的部門特有の課題を扱うもの
 - ・ IPSAS がまだ作られていないか、ガイダンスが不足している分野
 - ・ 新たに生じた公的部門特有の課題
 - ・ 公的部門特有の課題の解決が必要な既存の原則を明確にする
- 国際的な整合性の確保を目指すもの
 - ・ 民間企業向けの国際財務報告基準（IFRS）や、国際通貨基金（IMF）が作成している政府財政統計（GFS）が、公的部門にも適用可能な場合には、IPSAS との不必要的な差異を減らす

(2) 適用後レビュー（PIR）

PIR は、既存の IPSAS 基準の本文と適用指針（総称して「要求事項」）の適用が財務諸表の主要な利用者、作成者、監査人、規制当局に与える影響が、IPSASB が基準策定時に意図していたとおりであるかどうかを評価することを目的としている。PIR の対象は、原則として発効日から 5 年を経過した IPSAS である。PIR の結果、新基準の開発や既存基準書の改訂に結び付く場合、事務局による補足資料の開発等が行われる場合、何もしない場合等、対応は様々である。

(3) サステナビリティ報告プロジェクト

IPSASB は、サステナビリティ報告基準（SRS）第 1 号「気候関連開示」の開発を行っており、2025 年 12 月会議で SRS 第 1 号の最終承認を行う予定である。今後も継続的にサステナビリティ報告基準の開発を行うことを想定している。

² PIR=Post Implementation Review

4. プロジェクトの優先順位付けの 4 規準

協議文書への回答者は、所定の回答様式に記入する形でプロジェクト候補を提案することが推奨されている。その際に、プロジェクトの優先順位付けの規準として、次の 4 項目に関する高・中・低の 3 段階の評価と、その理由の説明を求めている。

普遍性	財務報告又はサステナビリティ報告の問題が、公的部門の主体間で世界的に広まっているかどうか。
結果	問題が、アカウンタビリティと意思決定に役立つ情報を提供する財務諸表又は一般目的財務報告書の能力を損なうかどうか。
緊急性	新たな問題が最近注目を集めており、そのため近い将来に検討する必要があるかどうか。
実行可能性	他のプロジェクトの完了に悪影響を与えることなく、妥当な期間と現在のリソースの制約内で、問題に対する技術的に適切なソリューションを開発できるかどうか。

5. 参考：IPSASB 事務局の作成したプロジェクト候補

協議文書と同時に、IPSASB 事務局が作成した「プロジェクト候補」が公表されている。この文書には、下表のプロジェクト候補がその理由や 4 規準の説明を伴って掲載されている。これはあくまで参考のための文書であり、協議文書に対する回答を誘導することを意図したものではない。回答者は、この文書の記載内容にかかわらず、それぞれの国・地域の実情に応じて最も優先すべきと考えるプロジェクトを自由に提案することが求められている。

財務報告プロジェクト	<ul style="list-style-type: none">租税支出の開示IFRS 第 17 号「保険契約」推奨実務ガイドライン (RPG) 第 2 号「財務諸表の討議及び分析」(改善プロジェクト)財務報告におけるコミュニケーションの改善(潜在的な開示プロジェクト)料金規制対象活動 (IFRS 第 14 号「規制繰延勘定」と将来の IFRS 会計基準)IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」(的を絞った改善プロジェクト)IAS 第 38 号「無形資産」(包括的なレビュー)財務諸表における気候関連及びその他の不確実性
適用後レビュー (PIR)	<ul style="list-style-type: none">IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」
サステナビリティ報告	<ul style="list-style-type: none">全般的なサステナビリティ関連の開示

プロジェクト	<ul style="list-style-type: none">• RPG 第 1 号「主体の財政の長期サステナビリティに関する報告」に基づく規範性のあるガイダンスの策定• RPG 第 3 号「サービス業績情報の報告」に基づく規範性のあるガイダンスの策定• 自然関連の開示
--------	--

以 上